

## 質問票に対する回答

| No. | 項目名              | 質問内容   | 回答  |
|-----|------------------|--|---|
| 1   | 受注条件について         | 今回の業務を幹事会社もしくは構成会社で受注した場合、今後の設計・コンサル・CM業務がある場合に制約は無いという理解でよろしいでしょうか。   | 現時点では今後の設計・コンサルタント業務等の参加資格の設定に当たり、本業務の受託を制約要件とすることは想定していません。  |
| 2   | 新型コロナウイルスの影響について | 新型コロナウイルスの影響によって生じたと委託者及び受託者双方が認める状況・条件の変更については、誠実に協議されるという理解でよろしいでしょうか。   | 特記仕様書に基づき業務を進めていただきますが、緊急事態宣言が延長されるなど新型コロナウイルスの影響によって生じる状況・条件の変更については、随時、受託者と発注者双方が誠実に協議し、必要な措置を講じることになります。 |
| 3   |                  | 新型コロナウイルス感染症の影響により、劣化状況の把握等の作業がスケジュールどおりに実施できない可能性があります。その場合、中間報告及び履行期限について延伸等の措置を講じていただくことは可能でしょうか。（詳細は協議させていただけるとの認識でよろしいでしょうか。） |   |
| 4   | 基本方針や基本計画の有無について | 以下の県庁舎としての基本的な方針や計画がありますでしょうか。またそれを受託後、貸与いただくことはかとうですか。<br>①BCP(業務継続性)について<br>②バリアフリーについて<br>③防災対策について                             | ご質問の①～③について、基本的な方針等を定めています。受託後に可能な範囲で提供または貸与します。  |

|    |                |  |   |
|----|----------------|--|---|
| 5  | 企画提案書等の提出について  | Eメールで提出する企画提案書はPDF形式でよろしいでしょうか。  | PDF形式で支障ありません。  |
| 6  |                | 提案項目ごとの枚数の制限はありますか。  | 枚数制限はありません。   |
| 7  | 企画提案書の作成方法について | 企画提案書には応募者の社名及び配置予定技術者の氏名を記載してもよろしいでしょうか。また、協力業者の社名を記載してもよろしいでしょうか。                                | 記載いただいて支障ありません。   |
| 8  | 業務対象庁舎について     | 各庁舎の概要のわかる平面図をご提示いただけますでしょうか。  | 各庁舎の概要のわかる資料として、別紙の「埼玉県庁舎ご案内」等を提示しますので、御確認ください。<br>なお、平面図については受託後に貸与します。  |
| 9  | 劣化状況の把握について    | アスベスト調査箇所については仕上げ種類や工期ごとに行うことと書かれていますが、どのぐらいの数量を想定していますか。(箇所・検体数など)                                | 劣化調査の対象7棟のうち議事堂を除く6棟で外壁仕上塗材を利用しています。<br>受託後の協議により箇所を特定しますが、現時点では各棟2箇所、渡り廊下2箇所について各1箇所、合計14箇所程度を想定しています。                       |
| 10 |                | 配管の非破壊調査について、1系統1箇所以上とすると書かれていますが、規模が大きい庁舎も小さい庁舎も一律同じように算定してよろしいですか。また、想定されている調査数量についてご教示いただけませんか。 | 配管の非破壊調査は、庁舎の規模によらず庁舎ごと配管ごとに1箇所以上としてください。<br>なお、劣化状況が著しい場合などは発注者と協議の上、追加調査を行うこととしています。<br>調査数量については、特記仕様書 P.11 別表3を参考にしてください。 |

|    |             |  |   |
|----|-------------|--|---|
| 11 |             | <p>不同沈下について、各棟、XとY方向の2通りでよろしいですか。また、仕様書では各階ごととなっていますが、一体で考え、1階のみの測定としてよろしいですか。</p>   | <p>各棟、各階のX、Y方向を測定してください。</p>  |
| 12 | 劣化状況の把握について | <p>建物の劣化調査は1次診断の程度と考えてよろしいのでしょうか？調査時に入室できる範囲で調査を行い、代表的な劣化確認することによろしいのでしょうか。また、劣化数量を拾う必要がないと考えてよろしいのでしょうか。</p>  | <p>劣化調査は、建築、電気設備及び機械設備の老朽化及び維持保全の状況を把握するため、劣化や不具合の状況を目視（必要に応じて触指、打診等）により調査してください。<br/>室内の調査対象は、入室できる代表的な室を想定しています。<br/>劣化数量の把握については、劣化度の整理に必要な範囲で実施することを想定しており、改修設計・工事のような劣化数量の把握は想定していません。</p> |
| 13 |             | <p>コンクリートのコア採取について、外径100mmを基準とし、長さは外径の2倍以上と書かれていますが、現場的にL=200mm長さのコアは採取しにくいと考えています。JIS A1107において、長さは100mm以下にならなければよいと書かれています。コアの長さは100mm～200mmと考えてもよろしいのでしょうか。</p> | <p>コア採取について、外径100mm、長さが外径の2倍以上とできない箇所については、JIS A 1107に準じ実施してください。</p>   |